

4月から新社会人になると、月末に会社から初給料をもらいます。初任給の平均は20万円ぐらいだそうですが、給料の全額をもらえるわけではありません。給料から社会保険料、所得税などが引かれます。以下に給料を構成するいろいろな手当、給料から引かれるいろいろな控除などについて説明します。



給料を構成する手当にはどんなのがあるのですか？



・基本給

残業時間によって変動する残業手当などと違い毎月支払われる変動することがない賃金のことです。基本給は月によって変動することはありません。基本給が20万円だと毎月20万円は確実に支給されます。

・交通手当

交通手当とは通勤にかかる費用を従業員に手当として支給します。支給額は、通勤にかかる費用の全部、または一部になります。

・時間外労働手当

労働時間は原則1日8時間、1週40時間までと定められています。この法定労働時間を超えて労働をさせた場合が時間外労働で、割増賃金が払われます。

・超過勤務手当

労働基準法では休日は1週間に1回あるいは4週間を通じて4日以上付与することになっています。この法定休日に働いた場合に割増賃金の対象になります。

・資格手当

仕事に活用できる資格を取った社員に会社が支給する手当です。

・住宅手当

会社に住宅補助制度がある場合にももらえる手当です。

・出張手当

出張があった場合にももらえる手当です。

給料から天引きされる金額があります。例えば社会保険料、厚生年金保険料で、一度金額が決まるとその年1年間変わりません。

その一方、所得税は月々の支給額によって変動するので、たくさん残業した月は、他の月よりも多めに引かれることになります。



給料から引かれるものはどんなのがありますか？



・健康保険料

政府管掌の医療保険です。保険料は自分と会社で半額ずつ負担します。政府管掌の医療保険は地域によって保険料がことなります。大会社では健康保険組合に加入しているかで保険料が違います。

・厚生年金保険料

公的年金をもらうために払う保険料で自分と会社で半額ずつ負担します。

・雇用保険料

メインは失業したときの失業給付などを受けるための保険料です。

・介護保険料

40歳以上になると健康保険料と一緒に納めます。新入社員は対象外です。

・所得税

給料から毎月「源泉徴収」という形で天引きされます。12月に「年末調整」で1年分の正確な税額が算出されて精算されます。

・住民税

住民税は前年度の所得によって税額が決まります。新入社員は翌年の6月から払うことになります。

いろいろな手当を含めた毎月の給料から天引きされる社会保険料や税金を引いた手取り額はいくらぐらいになるのでしょうか？ 以下に基本給20万円+手当の手取り額を計算してみました。それとボーナス40万円の手取り額を計算してみました。

| 手取り額はいくらになるでしょうか？ | | | |
|--|----------------|----------------|---------------|
| 給料内容 | | 天引内容 | |
| 項目 | 金額 | 項目 | 金額 |
| 基本給 | 200,000 | 健康保険料 | 11,844 |
| 交通手当 | 10,000 | 厚生年金保険料 | 21,960 |
| 時間外労働手当 | 5,000 | 雇用保険料 | 720 |
| 超過勤務手当 | 5,000 | 介護保険料 | 0 |
| 資格手当 | 5,000 | 社会保険料合計 | 34,524 |
| 住宅手当 | 10,000 | 所得税 | 6,210 |
| 出張手当 | 5,000 | 住民税 | 0 |
| 給料合計 | 240,000 | 天引合計 | 40,734 |
| 手取り額 = 240,000 - 40,734 = 199,266 | | | |

| ボーナスの手取り額はいくらになるでしょうか？ | | | |
|--|---------|----------------|----------------|
| 給料内容 | | 天引内容 | |
| 項目 | 金額 | 項目 | 金額 |
| ボーナス | 400,000 | 健康保険料 | 20,234 |
| | | 厚生年金保険料 | 37,515 |
| | | 雇用保険料 | 1,200 |
| | | 介護保険料 | 0 |
| | | 社会保険料合計 | 58,949 |
| | | 所得税 | 16,336 |
| | | 住民税 | 0 |
| | | 給料合計 | 400,000 |
| ボーナス手取り額 = 400,000 - 75,285 = 324,715 | | | |

新入社員の方がもらった毎月給料と年2回もらったボーナスは12月末になると「年末調整」をします。年末調整とは源泉徴収した所得税について、会社が12月の最終給料を払う日に再計算し所得税等の過不足を精算する制度です。以下にその事例を計算しました。

| もらった給料額 | |
|--|---|
| 4月～12月までの給料 | $200,000 \times 9\text{ヵ月} = 1,800,000$ |
| 年2回のボーナス | $400,000 \times 2\text{回} = 800,000$ |
| 総給料額 | 2,600,000 |
| 払った社会保険料額 | |
| 4月～12月までの社会保険料 | $34,524 \times 9\text{ヵ月} = 310,716$ |
| ボーナスの社会保険料 | $58,949 \times 2\text{回} = 117,898$ |
| 総社会保険料額 | 428,614 |
| 払った所得税額 | |
| 4月～12月まで天引きされた所得税 $= 6,210 \times 9\text{ヵ月} + \text{ボーナス所得税} 16,336 \times 2\text{回} = 88,562$ | |

上記表を見てください。給料とボーナスの合計額は2,600,000円。その収入に対して払った社会保険料は428,614円です。払った所得税は88,562円。この所得税は所得が確定する前に先払いしているから「年末調整」で先払い所得税を精算確定します。以下の表が確定所得税の計算です。確定所得税は36,500円。一方先払いした所得税は88,562円ですからその差額が「年末調整」で戻ってくることになります。

| 確定所得税の計算 | | | | | | | | | | |
|-----------|---|---------|---|-------------|---|---------|---|------|---|--------|
| もらった給料額 | − | 給与所得控除額 | − | 社会保険料と基礎控除額 | − | 課税所得額 | × | 所得税率 | = | 確定所得税 |
| 2,600,000 | | 960,000 | | 908,614 | | 731,000 | | 5% | | 36,500 |

社会保険料と基礎控除額は社会保険料428,614円＋基礎控除額480,000円＝908,614円です。

| 先払い所得税 | − | 確定所得税 | = | 戻ってくる金額 |
|--------|---|--------|---|---------|
| 88,562 | | 36,500 | | 52,062 |

表中の数字の単位はすべて「円」です。